

令和5年度 相模原市立

大沼小学校いじめ防止基本方針

大沼小学校

令和5年4月

相模原市立大沼小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】 たくましい生活力と英知に富んだ児童の育成

【めざす児童像】・心おおらかで あたたかい子 ・すすんで学習し よく考える子
・よくはたらき 協力する子 ・あかるく元気で がんばる子

～教育目標を具現化し、すべての子どもが安心して楽しく学校生活をおくるために～

いじめのない学校づくりへの取組

【家庭・地域との連携】

PTA
自治会連合会会長(懇話会)
民生委員・児童委員
(民生・児童委員会議)
青少年健全育成協議会
(公民館等会議)
学校評議員(評議員会)

【校内組織】

〈大沼小いじめ防止対策委員会〉
校長(委員長)、副校長(副委員長)
教務、養護教諭、児童指導担当
支援教育コーディネーター
青少年教育カウンセラー
心と体づくり(各学年1名)

【関係機関との連携】

相模原市教育委員会
青少年相談センター
南子育て支援センター
児童相談所 相模原警察署
県警少年相談・保護センター
こどもセンター(臈クラブ)
(ケース会議、対策委での連携)

【いじめ未然防止】

いじめは誰にでも起こり得るということを踏まえ、全ての児童を対象としていじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- 人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動等を推進する。
- 研修や会議でいじめ防止について積極的に取り上げ、共通理解を図るとともに、児童や保護者に対して周知徹底を図る。
- 学校・家庭・地域・関係機関と連携して、いじめの未然防止に取り組んでいく。

【いじめの早期発見】

日常的に児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の示す小さなサインや変化を見逃さない。

- 児童理解のもとで観察を充実させ、全教職員で児童の様子に目を配る。
- アンケートや面談・相談の実施により児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。アンケートは各学期末、記名式で行う。気になる内容が書かれていた場合、担任が児童から話を聞き、必要な対応をとる。重篤な内容が書かれていた場合、管理職へ報告する。
- 児童及びその保護者がいつでもいじめに関する相談ができる体制を整備する。

【いじめへの対処】

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- 被害児童を守るとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
- 全教職員での共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの・児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、次の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称：大沼小いじめ防止対策委員会
- 構成員：委員長 校長
副委員長 副校長
教務主任 児童指導担当 養護教諭 支援教育コーディネーター
青少年教育カウンセラー 心と体づくり（各学年1名）

※全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

また、必要に応じて

- 家庭・地域・・・PTA 自治会連合会会長 児童委員 民生委員
青少年健全育成協議会 学校評議員等にも協力を要請する。
- 関係機関・・・相模原市教育委員会 青少年相談センター 南子育て支援センター
児童相談所 相模原警察署 県警少年相談・保護センター
こどもセンター(児童クラブ) 等とも連携する。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こり得るということを踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ①児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感、成就感をもたせる。
 - ②一人一人が活躍できる学習活動を計画する。
 - ③道徳教育で豊かな心を育む。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 - ①児童会運営委員会を中心としたあいさつ運動、いじめ防止キャンペーンを実施する。
 - ②なかよしタイムでの異学年交流で人間関係を深める。
 - ③幼保小連携事業による異年齢交流で思いやりの心を育む。
 - ④学校行事・学年行事等を通して、達成した喜びを味わわせる。
- (3) 人権教育、読書活動、体験活動などの推進をする。
 - ①障害のある人や高齢者との関わりを通して、相手や関わり方を理解する。
 - ②勤労的活動や地域探検活動などで地域の人や環境との関わりを理解する。
 - ③朝の「読書タイム」やボランティアによる「読み聞かせ」で感動したり考えたりする力を養う。
- (4) 校内研修や職員会議でいじめ防止について積極的に取り上げ、共通理解を図るとともに、児童や保護者に対しても周知徹底を図る。

- ①人権、道徳、情報モラル等の校内研修を推進する。
- ②教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取り組みの充実を図る
- ③全校集会、学年集会、学級活動において校長や児童指導担当職員などから講話を行う。
- ④保護者会、学級懇談会等において、いじめ防止について啓発する。

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等と連携して、いじめの問題に取り組んでいく。

- ①沼っ子見守り隊との情報交換を行い、登下校時の児童の様子を把握する。
- ②地区の代表者や有識者が参加の年2回の懇話会で地域の情報を収集する。
- ③民生委員との懇談会で支援家庭の情報を収集する。

4 いじめへの早期発見の取組

日常的に児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の示す小さなサインを見逃さない。

(1) 観察を充実させ、児童の様子に目を配る。

- ①学年間の情報交換を日常的に行い、学年全体で児童理解を図る。
- ②4年生以上は交換授業を実施し、複数の教職員による児童観察を行う。
- ③情報収集を綿密に行い事実の確認をする。
- ④傍観者の立場にいる児童にも問題を考えさせる。

(2) アンケートや面談・相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ①アンケート（年3回）の考察を速やかに行い、いじめの実態を把握する。
- ②随時面談や相談に応じられるよう受け入れの体制を示しておく。
- ③校内の支援体制を整え、迅速に対応する。

(3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

- ①相談窓口の周知：大沼小相談室（青少年教育カウンセラー）毎週金曜日
TEL：042-766-3332
いじめ相談ダイヤル：042-707-7053
ヤングテレホン：042-755-2552
- ②保健室便り、相談室便りの発行
- ③青少年教育カウンセラーによる校内巡回

5 いじめへの対処

(1) 発見・通報を受けた場合には、いじめ防止対策委員会を中心に、速やかに対応する。

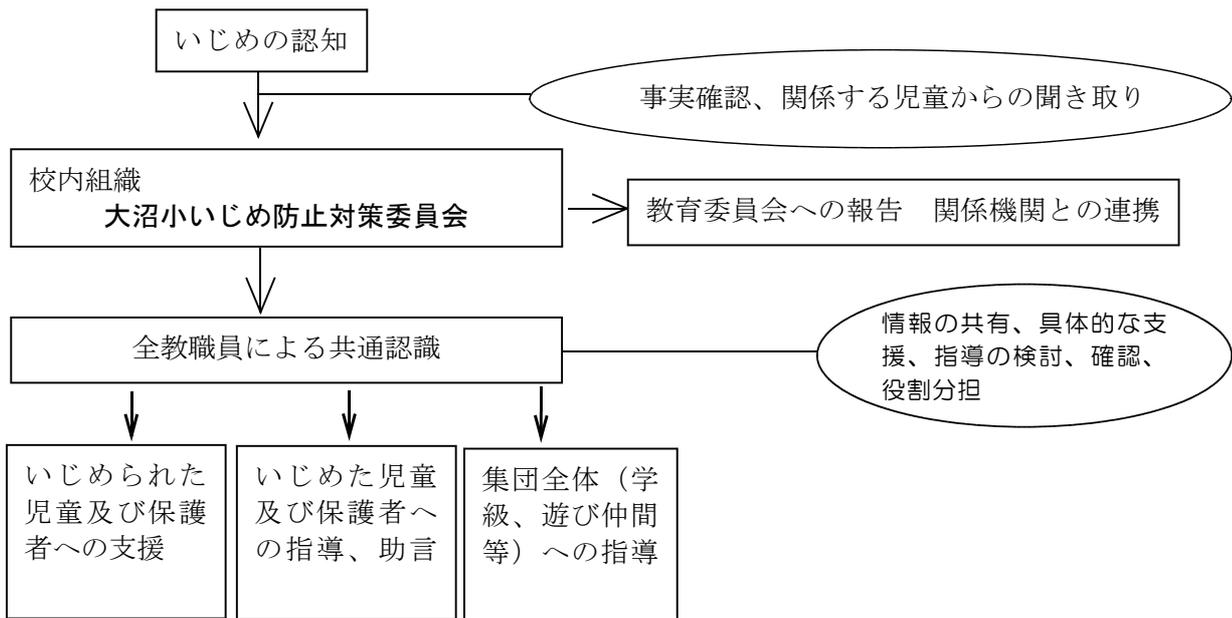
(2) 被害児童を守るとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

- ①発見・通報を受けたときは、事実を正確につかみ加害児童を指導するとともに、被害、加害児童の保護者に対して経過を説明し、方向性を示していく。

(3) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- ①いじめの実態について、学校全体で共通理解を図り、全教職員で支援していく。
- ②いじめの実態に応じて、関係機関との連携を図り、継続的な対応をしていく。
- ③必要に応じて保護者会の開催等を通して経過を説明し、地域を含め、みんなで児童を見守っていくという体制を作る。

(対応経路)



○児童及び、保護者からの相談や訴えを真摯に傾聴する。一人で抱え込まず、校内組織「大沼小いじめ防止対策委員会」で情報を共有する等して、報告・連絡・相談の徹底を図る。

○いじめの対処には特定の教職員だけでは解決することができない。全教職員で共通認識をもち、関係機関との連携をとりながら対応していく。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 重大事態の発生を認定したときには、教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

重大事態とは

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(例)

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- ・調査は事実関係を明確にするために行う。いつから、誰から、どのような態様、関係する児童の人間関係、教職員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。
- ・いじめとの因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが重要である。

相模原市立大沼小学校いじめ防止対策委員会設置要項

1 設置

いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号）第22条に基づき、相模原市立大沼小学校に「いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

2 委員会の目的

いじめは、すべての児童に関係する問題であるという認識に基づいて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを克服するために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は、適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

3 委員会の構成員

委員会の構成員は、原則として表に掲げる者とする。ただし、事案の状況により、関係する教職員等を加える等構成員については臨機応変に工夫する。

委員長	校長
副委員長	副校長
委員	教務主任
	児童指導担当
	養護教諭
	支援教育コーディネーター
	青少年教育カウンセラー
	スクールソーシャルワーカー
	心と体づくり（各学年1名）

4 委員会の運営

- (1) 委員会は、校長を委員長とし、状況に応じて適宜開催するものとする。
- (2) いじめの未然防止、早期発見の取組を企画・推進する。
- (3) いじめへの対応を迅速かつ適切に行うため、対応について協議する。
- (4) 家庭、地域、有識者及び関係諸機関との対して協力を求める。
- (5) 重大事態が生じた場合は、校内緊急チームとして機能する。
- (6) この「相模原市立大沼小学校いじめ防止対策委員会設置要項」（以下「要項」という。）に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は、校長が定める。

5 委員会の取組内容

委員会は、日頃から実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思い等の情報を常に把握するよう努めるとともに、学校全体でのいじめの未然防止・早期発見の取組、適切かつ迅速にいじめへの対処が行われるよう、次の業務を遂行する。

- (1) いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取組
 - ① 明るく安心して生活できる学校づくりに向けた取組
 - ② 教科・領域を横断したいじめ防止等の取組の推進
 - ③ 早期発見のための措置
 - ・ 児童対象の「いじめに関するアンケート」の実施・分析を年に3回以上実施する。
 - ④ 相談体制の確立
 - ・ 必要に応じて教育相談を実施する。

- ・ 青少年教育カウンセラー等の相談窓口の周知
- ⑤ インターネット、ケータイ電話等によるいじめに対する対策の推進
 - ・ 児童に向け「インターネット等の正しい使い方」について周知する。
 - ・ 児童、保護者に向け「ケータイ電話の正しい使い方」について、研修会等を実施する。
- (2) いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- (3) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- (4) いじめを行った児童に対する指導
- (5) いじめを行った児童の保護者に対する助言
- (6) 専門的な知識を有する者等との連携
- (7) その他、いじめの防止等に関わること

【具体的な取組】

※年間活動計画は教育計画（児童指導年間計画）にこの中から必要に応じて選択して盛り込むものとする。

【通常】未然防止・実態把握の取組	【緊急】重大事態への対処時の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会の定期的開催 ○年間活動計画の作成 ○いじめ問題の取組の保護者・地域への発信（啓発・協力要請） ○外部相談機関との連携 ○早期発見：アンケートの実施・分析 ○定期的な教職員間の情報交換 ○教職員研修の企画・運営（事例研究等） （事例研究に加え道徳教育・豊かな体験活動等に関わる研修等） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎緊急いじめ防止対策委員会の開催 （教育委員会・警察等関係機関との連携） ◎事例に関わる対応方針の決定と具体的取組の提示・周知 （委員会が取組全体の要となって組織的に対応する） ◎専門的知識を有する者との連携 （メンタルヘルスケア等への配慮） ◎家庭との連携 ◎サポートチームの対応策検討 ◎緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施、生命尊重の教育の実施

6 その他

この要項は、平成26年2月28日から施行する。
令和3年4月1日 一部改正

以 上